

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則他2件の改正について

1 改正理由

- (1) 令和5年第2回区議会定例会にて議決された「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等」の一部改正に伴い、関連する規則の改正を行う。
- (2) パートナーシップ関係にある者に関連した育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限、育児時間、介護休暇及び住居手当の支給範囲の取扱いを定めることにより、職員の処遇改善を図る。

2 改正内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
 - ・育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限をすることができない要件のうち、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定する。また、要介護者を介護する職員に関し用いられている「親族関係」の語句について、規定を整備する。
 - ・育児時間の取得の要件のうち、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定する。
 - ・パートナーシップ関係の相手方等が、その介護のために介護休暇を取得することができる要介護者となるための要件について、規定を整備する。
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則
 - ・住居手当の支給の要件に係る公舎等について、家族を居住させるためのものから、世帯の構成員を居住させるためのものに改める。
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
 - ・育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限をすることができない要件のうち、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定する。また、要介護者を介護する職員に関し用いられている「親族関係」の語句について、規定を整備する。
 - ・育児時間の取得の要件のうち、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定する。
 - ・パートナーシップ関係の相手方等がその介護のために介護休暇を取得することができる要介護者となるための要件について、規定を整備する。

3 今後の予定

7月21日 教育委員会定例会にて議決のうえ公布

4 施行期日

公布の日から

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)</u>の相手方(以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。)で当該子(条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第30条第1項第6号、第7号及び第11号を除き、以下同じ。)の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該請求をした職員の配偶者又は<u>パートナーシップ関係の相手方</u>で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第11条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下</p>	<p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第11条第1項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子(条例第11条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第30条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。)の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第11条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下</p>

同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 (略)

2～9 (略)

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項各号を除く。)は、条例第11条の2第2項及び条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条

同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 (略)

2～9 (略)

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項各号を除く。)は、条例第11条の2第2項及び条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条

例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第9条～第21条 (略)

(育児時間)

第22条 (略)

2 (略)

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が

例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第9条～第21条 (略)

(育児時間)

第22条 (略)

2 (略)

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が当該子について育児時間（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 (略)

(出産支援休暇)

第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2～7 (略)

第24条～第29条の5 (略)

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第1号から第3号まで、第8号及び第9号に掲げる者を除く。）とする。

(1)～(II) (略)

2～17 (略)

第30条の2～第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第3号 (略)

別記様式第4号 別紙のとおり

別記様式第5号 別紙のとおり

別記様式第6号～別記様式第11号 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 (略)

(出産支援休暇)

第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2～7 (略)

第24条～第29条の5 (略)

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であつて職員と同居しているもの（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。

(1)～(II) (略)

2～17 (略)

第30条の2～第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第4 (略)

別記様式第1号～別記様式第3号 (略)

別記様式第4号 別紙のとおり

別記様式第5号 別紙のとおり

別記様式第6号～別記様式第11号 (略)

中野区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 区が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 区が職員及びその家族を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条の2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 条例第9条第1項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、<u>日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。</u>)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子(条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第34条第1項第6号、<u>第7号及び第11号を除き、以下同じ。</u>)の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>第1条～第6条の2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 条例第9条第1項の職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子(条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第34条第1項第6号及び第7号を除き、以下同じ。)の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>

(1)~(3) (略)

3・4 (略)

5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)~(4) (略)

(5) 当該請求をした職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合

6~8 (略)

9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第9条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第9条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

(1)~(3) (略)

3・4 (略)

5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)~(4) (略)

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において当該子を常態として養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなった場合

6~8 (略)

9 第3項から前項までの規定(第5項第3号から第5号までを除く。)は、条例第9条第2項に規定する要介護者(2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第9条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、第8項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条 (略)

2～9 (略)

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項各号を除く。)は、条例第10条第2項及び条例第11条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条第1項又は第11条第1項」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項又は条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、「条例第10条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項の規定による請求が」とあるのは「第10項において準用する第1項の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」と、第7項中「起算して第1項」とあるのは「起算して第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第9条～第22条 (略)

第8条 (略)

2～9 (略)

10 前各項の規定(第6項第3号及び第4号並びに第7項各号を除く。)は、条例第10条第2項及び条例第11条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第10条第1項又は第11条第1項」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項又は条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、「条例第10条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第10条第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項の規定による請求が」とあるのは「第10項において準用する第1項の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「起算して第1項」とあるのは「起算して第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第9条～第22条 (略)

(育児時間)

第23条 (略)

2 (略)

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が当該子について育児時間（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 (略)

(出産支援休暇)

第24条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2～6 (略)

第25条～第33条 (略)

(介護休暇)

(育児時間)

第23条 (略)

2 (略)

3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

(2) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合

(3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 (略)

(出産支援休暇)

第24条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2～6 (略)

第25条～第33条 (略)

(介護休暇)

<p>第34条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているもの（第1号から第3号まで、<u>第8号及び第9号</u>に掲げる者を除く。）とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>第35条～第41条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第3号 (略)</p> <p><u>別記様式第4号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>別記様式第5号</u> 別紙のとおり</p> <p>別記様式第6号～別記様式第14号 (略)</p>	<p>第34条 条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、<u>次の各号</u>に掲げる者であって職員と同居しているもの（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>第35条～第41条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第3号 (略)</p> <p><u>別記様式第4号</u> 別紙のとおり</p> <p><u>別記様式第5号</u> 別紙のとおり</p> <p>別記様式第6号～別記様式第14号 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(現行)

別記様式第4号(第8条、第8条の2関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日			
殿 <input type="checkbox"/> 養 育 <input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 次のとおり のため を請求します。 <input type="checkbox"/> 介 護 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 (中野区立幼稚園教育職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する条例) <input type="checkbox"/> 第11条の2 <input type="checkbox"/> 第11条の3 請求者 所属 氏名			
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	続柄等	
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者 で当該子の親である 者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間) 又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態 及び具体的な介護 の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限 る)	
(注)			
1 について			
①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入すること。			
②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。			
③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。			
2 について			
①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。			
②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。			
③該当する□には、レ印を記入すること。			
3 について			
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。			
4 について			
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

(改正案)

別記様式第4号(第8条、第8条の2関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日			
殿 <input type="checkbox"/> 養 育 <input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 次のとおり のため を請求します。 <input type="checkbox"/> 介 護 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 (中野区立幼稚園教育職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する条例) <input type="checkbox"/> 第11条の2 <input type="checkbox"/> 第11条の3 請求者 所属 氏名			
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	続柄等	
	生年月日	年 月 日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者又は パートナーシップ 関係の相手方で 当該子の親である 者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間) 又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態 及び具体的な介護 の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限 る。)	
(注)			
1 について			
①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第8条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。			
②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。			
③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。			
2 について			
①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。			
②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。			
③該当する□には、レ印を記入すること。			
3 について			
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。			
4 について			
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

(現行)

別記様式第5号(第8条、第8条の2関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限に係る状況変更届

年 月 日届出

殿

所属
氏名

次のおり 深夜における勤務の制限 子の養育
 超過勤務の制限 要介護者の介護
に係る

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由
(1)養育の状況の変更
 子が死亡した
 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取り消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
 同居しなくなった
 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

(2)介護の状況の変更
 要介護者が死亡した
 要介護者と職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由：)

2 届出の事由が発生した日
年 月 日

(注) 1について
(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(改正案)

別記様式第5号(第8条、第8条の2関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限に係る状況変更届

年 月 日届出

殿

所属
氏名

次のおり 深夜における勤務の制限 子の養育
 超過勤務の制限 要介護者の介護
に係る

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由
(1)養育の状況の変更
 子が死亡した
 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取り消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
 同居しなくなった
 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

(2)介護の状況の変更
 要介護者が死亡した
 要介護者が職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者でなくなった
(理由：)

2 届出の事由が発生した日
年 月 日

(注) 1について
(1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(現行)

別記様式第4号 (第7条、第8条関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日			
殿			
<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 次のとおり のため を請求します。 (中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第10条 <input type="checkbox"/> 第11条)			
請求者 所属 氏名			
1 請求に係る子又は要介護者	氏名	続柄等	
	生年月日	年月日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年月日	養子縁組の効力が生じた日 年月日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年月日～年月日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	
	超過勤務の制限	年月日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限る)	
(注) 1 について ①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が規則第7条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入すること。 ②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出産予定日の□にレ印を記入すること。 ③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について ①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 ②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 ③該当する□には、レ印を記入すること。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

(改正案)

別記様式第4号 (第7条、第8条関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日			
殿			
<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 次のとおり のため を請求します。 (中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第10条 <input type="checkbox"/> 第11条)			
請求者 所属 氏名			
1 請求に係る子又は要介護者	氏名	続柄等	
	生年月日	年月日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年月日	養子縁組の効力が生じた日 年月日
2 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年月日～年月日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	
	超過勤務の制限	年月日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限る。)	
(注) 1 について ①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が規則第7条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。)を記入すること。 ②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、出産予定日の□にレ印を記入すること。 ③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について ①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 ②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 ③該当する□には、レ印を記入すること。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

(現行)

別記様式第5号 (第7条、第8条関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限に係る状況変更届

年 月 日届出

殿

所属
氏名

次のとおり 深夜における勤務の制限 子の養育
に係る 超過勤務の制限 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取り消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由:)

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由:)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(改正案)

別記様式第5号 (第7条、第8条関係)

深夜勤務制限・超過勤務制限に係る状況変更届

年 月 日届出

殿

所属
氏名

次のとおり 深夜における勤務の制限 子の養育
に係る 超過勤務の制限 要介護者の介護

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取り消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由:)

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者が職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者でなくなった
(理由:)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。